

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 53 会社法施行規則及び会社計算規則による株式会社の各種書類のひな型改訂版) の概要

2013年12月27日、社団法人日本経済団体連合会は、「会社法施行規則及び会社計算規則による株式会社の各種書類のひな型（改訂版）」を公表しました。

この改定は、「退職給付に関する会計基準（以下、新退職給付基準）」等の公表、2013年5月20日の法務省による「会社計算規則」の一部改正（以下、改正会社計算規則）を踏まえて、行われたものです。

そこで、今回は、計算書類等の改正点について解説します。

1. 連結貸借対照表

固定負債の項目に「退職給付に係る負債」が追加され（改正会社計算規則第75条第2項第2号ニ）、その他の包括利益累計額の内訳に「退職給付に係る調整累計額」が追加されています（改正会社計算規則第76条第7項第5号及び第9項第3号）。

2. 連結株主資本等変動計算書

その他の包括利益累計額の内訳に「退職給付に係る調整累計額」が追加されています（改正会社計算規則第96条第5項第5号及び第9項第3号）。

3. 連結注記表

新退職給付基準適用前は、連結貸借対照表に「退職給付引当金」として計上していたため、注記は「引当金の計上基準」に記載していました。しかし、新退職給付基準適用後は、連結貸借対照表に「退職給付に係る負債」として計上されるため、「その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項」に「退職給付に係る負債の計上基準」という項目を設けて注記することになります。記載内容は従前の「引当金の計上基準」と同様の内容となります。

また、注記しなければいけない事項ではありませんが、会社の状況に応じて「退職給付に係る負債の計上基準」に以下の内容を追加して記載することも考えられます。

(1) 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用について、税効果調整の上、純資産の部に計上している旨

(2) (早期適用している場合) 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準（又は給付算定式基準）によっている旨

改正会社計算規則は、平成 25 年 5 月 20 日から施行されます。なお、平成 25 年 4 月 1 日前に開始する事業年度に係る計算関係書類については、なお従前の例によることとされています。よって、3 月決算の場合、平成 26 年 3 月期から適用されます。

関連会計基準等：

企業会計基準第 26 号「退職給付に関する会計基準」

企業会計基準適用指針第 25 号「退職給付に関する会計基準の適用指針」

「会社計算規則の一部を改正する省令」（平成 25 年 5 月 20 日法務省令第 16 号）

「会社計算規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集の結果について」

(2014/2/10 号より)